

企業立地促進奨励金

認定地域

工業専用地域、工業地域、準工業地域、無指定地域 など

対象業種：農業（植物工場等）、製造業、情報通信業（情報サービス業・インターネット附随サービス業・データセンター）、電気業（再生可能エネルギー）、運輸業（道路貨物運送業・倉庫業・梱包業）、卸売業、宿泊業（旅館・ホテル）

企業投資促進奨励金

令和9年3月31日までに取得等した資産

過疎地域では10%加算あり！
（岩出山、鳴子、田尻）

	投下固定資産額 (建物・償却資産・土地)	転勤等による県外からの移住者含む 新規市内雇用者	奨励金交付率		交付限度額
①	5億円以上	30人以上	投下固定資産額 ×	20%	2億円
②	3億円以上	20人以上	投下固定資産額 ×	15%	1億円
③	2億円以上	10人以上	投下固定資産額 ×	15%	7千万円
④	1億円以上	5人以上	投下固定資産額 ×	10%	5千万円
⑤	5千万円以上	3人以上	投下固定資産額 ×	10%	3千万円

雇用促進奨励金

企業投資促進奨励金の交付要件を満たしている場合	転勤等による移住者を含まない 新規市内雇用者 1人につき100万円 (短時間労働者の場合30万円) 交付限度額：2千万円
-------------------------	--

グリーン設備投資奨励金

企業投資促進奨励金の交付要件を満たしている場合	CO2排出削減に寄与する設備機器 (産業用設備、生産設備、エネルギー供給設備) 投下固定資産額 × 20% 交付限度額：2千万円
-------------------------	---

指定地域

工業専用地域、三本木SIC東部工業団地 など

10年以上操業している事業者
が増設等のために用地取得等する
場合も申請できます
電気業は対象外です

工場等立地奨励金

令和9年3月31日までに取得等した用地

	用地取得面積 (取得後3年以内に操業開始)	工場等の 建築面積	転勤等による県外からの移住者含む 新規市内雇用者	奨励金交付率	交付限度額
①	10,000㎡以上	大企業※ 1,000㎡以上 中小企業 500㎡以上	大企業 5人以上 中小企業 3人以上	用地取得費の30%	1億円
②	5,000㎡以上			用地取得費の25%	4千万円
③	大企業 3,000㎡以上 中小企業 1,500㎡以上			用地取得費の15%	1千万円
④	借地	※増設の場合は 増設した建築面積	※市内転移の場合は雇用要件なし	年額賃借料の10%	5年間分

情報通信関連企業立地促進奨励金

令和9年3月31日までに取得等した資産

対象業種：情報通信業（情報サービス業、インターネット附随サービス業、データセンター）

要件	投下固定資産額	転勤等による県外からの移住者含む 新規市内雇用者	奨励金交付額（AとBの合計額）
事業所 新設等	5百万円以上	3人以上	A 投下固定資産額 × 10%（交付限度額：1千万円）
			B 新規雇用者数 × 20万円（交付限度額：1千万円）

優遇税制

地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除

適用期間
令和10年3月31日まで

対象要件	対象分野	設備投資要件	課税免除の内容
<ul style="list-style-type: none"> 宮城県から地域経済牽引事業計画の承認を受けること 主務大臣から先進性等の確認を受けること 	自動車、高度電子機械、医療・健康、航空宇宙、船舶、物流、情報通信、農林水産・食品、観光、環境・エネルギー 各分野の関連産業	対象資産の取得価額 1億円超 (農林漁業関連業種の場合) 5,000万円超	固定資産税3年間 ・家屋 ・構築物 ・土地 ※償却資産は対象外

本社機能移転・拡充に係る固定資産税の課税軽減

適用期間
令和10年3月31日まで

対象要件	設備投資要件	課税軽減の内容	1年目	2年目	3年目	
			0	0.35 / 100	0.7 / 100	
宮城県から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けること ex) 事務所・研究所・研修所の拡充など	<<移転型>> 東京23区から地方活力向上地域に本社機能を移転 <<拡充型>> 地方活力向上地域において本社機能を拡充	家屋・構築物・償却資産の合計取得価格 3,800万円以上 (中小企業の場合) 1,900万円以上	固定資産税3年間 ・家屋 ・構築物 ・土地 ・償却資産	0	0.47 / 100	0.93 / 100

過疎地域における固定資産税の課税免除

適用期間
令和9年3月31日まで

対象地域	対象業種	設備投資要件			課税免除の内容
		資本金 5,000万円以下	資本金 5,000万円超 1億円以下	資本金 1億円超	
岩出山地域 鳴子地域 田尻地域	製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上(※)	2,000万円以上(※)	固定資産税3年間 ・家屋 ・土地 ・償却資産 (機械・装置のみ)
	農林水産物等販売業 情報サービス業等		500万円以上(※)		

(※) 資本金5,000万円超の法人は新設・増設のみ対象

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の課税軽減

適用期間
令和9年3月31日まで

中小事業者のみ

対象要件	対象者	対象設備	課税免除の内容	
大崎市から先端設備等導入計画の認定を受けること	中小事業者等 (資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等) ※大企業の子会社等を除く	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された下記設備【設備種類(最低取得価格)】 機械装置(160万円以上) 測定工具・検査工具(30万円以上) 器具備品(30万円以上) 建物附属設備(60万円以上) ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く	賃上げ表明 1.5%以上	3年間1/2に軽減
			賃上げ表明 3.0%以上	5年間1/4に軽減